



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	地 域 環 境 課
・ 海岸保全区域の指定	漁 港 漁 場 課
・ 海岸保全区域の廃止（3件）	〃
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
・ 土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数	住 宅 課
・ 住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更	〃
◎ 交通局公告	
・ 一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・ 一般競争入札の実施	〃
◎ 公安委員会告示	
・ 警備員指導教育責任者講習の実施	生 活 環 境 課
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第664号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定による特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去、拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を同条第4項の規定により解除するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

- 要措置区域の解除
長崎県五島市木場町450番1の一部
（令和3年6月8日長崎県告示第442号で指定した区域）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
掘削・除去及びその後の地下水の水質測定による基準適合確認

長崎県告示第665号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

海岸の名称				指定区域
沿岸名	漁港 海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	
五島	小串	先筋		<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度02分50秒7244 東経129度06分03秒2698 ロ点 北緯33度02分46秒4818 東経129度06分01秒9671 ハ点 北緯33度02分44秒4733 東経129度06分00秒8802 ニ点 北緯33度02分42秒5848 東経129度06分04秒9253 ホ点 北緯33度02分48秒2064 東経129度06分08秒6634</p>
五島	小串	後浜		<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度03分26秒0743 東経129度06分03秒6154 ロ点 北緯33度03分23秒9883 東経129度05分58秒0516 ハ点 北緯33度03分19秒6103 東経129度05分54秒0625 ニ点 北緯33度03分16秒7757 東経129度05分53秒2232 ホ点 北緯33度03分12秒9850 東経129度05分53秒4985 へ点 北緯33度03分09秒0324 東経129度05分51秒7437 ト点 北緯33度03分00秒0630 東経129度05分55秒7257 チ点 北緯33度02分57秒6229 東経129度06分07秒7938 リ点 北緯33度03分01秒4967 東経129度06分07秒3103 ヌ点 北緯33度03分02秒6566 東経129度06分01秒7701 ル点 北緯33度03分09秒5281 東経129度05分56秒2149 ヲ点 北緯33度03分19秒6068 東経129度05分58秒1424 ワ点 北緯33度03分23秒7866 東経129度06分04秒6042</p>
五島	小串	宮ノ先		<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度09分01秒9044 東経129度06分42秒0252 ロ点 北緯33度08分53秒7281 東経129度06分38秒0790 ハ点 北緯33度08分38秒6711 東経129度06分36秒8274 ニ点 北緯33度08分34秒8261 東経129度06分41秒4783 ホ点 北緯33度08分37秒2509 東経129度06分45秒1019 へ点 北緯33度08分44秒1813 東経129度06分42秒2270 ト点 北緯33度08分58秒8990 東経129度06分47秒5267</p>
五島	小串	一本松		<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度07分32秒7637 東経129度06分16秒4281 ロ点 北緯33度07分31秒7534 東経129度06分13秒1293 ハ点 北緯33度07分30秒2773 東経129度06分13秒3967 ニ点 北緯33度07分31秒2876 東経129度06分16秒6955</p>
五島	小串	広浦		<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p>

五島	小串	赤波江	<p>イ点 北緯33度07分27秒1010 東経129度06分09秒5968 ロ点 北緯33度07分21秒2481 東経129度06分10秒8024 ハ点 北緯33度07分17秒7034 東経129度06分17秒6766 ニ点 北緯33度07分18秒9539 東経129度06分18秒8446 ホ点 北緯33度07分26秒8611 東経129度06分11秒5435</p> <p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度06分53秒9125 東経129度06分44秒2159 ロ点 北緯33度06分54秒2423 東経129度06分41秒4276 ハ点 北緯33度06分55秒6227 東経129度06分41秒6727 ニ点 北緯33度06分55秒2558 東経129度06分44秒4926</p>
五島	小串	向江	<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度03分45秒3414 東経129度06分19秒7376 ロ点 北緯33度03分46秒6291 東経129度06分26秒9047 ハ点 北緯33度03分42秒9366 東経129度06分44秒7307 ニ点 北緯33度03分41秒6187 東経129度06分43秒4175 ホ点 北緯33度03分43秒4044 東経129度06分19秒9794</p>
五島	小串	後谷	<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度06分55秒0036 東経129度06分01秒7887 ロ点 北緯33度06分58秒5737 東経129度06分05秒6086 ハ点 北緯33度06分57秒4551 東経129度06分08秒9404 ニ点 北緯33度06分55秒7559 東経129度06分11秒2227 ホ点 北緯33度06分55秒2099 東経129度06分10秒6176 へ点 北緯33度06分56秒4466 東経129度06分07秒3785 ト点 北緯33度06分53秒5944 東経129度06分03秒9066</p>
五島	小串	中河内	<p>次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イ点 北緯33度06分11秒5339 東経129度06分19秒5604 ロ点 北緯33度06分12秒7224 東経129度06分24秒6519 ハ点 北緯33度06分07秒5157 東経129度06分34秒7472 ニ点 北緯33度05分55秒3258 東経129度06分36秒7183 ホ点 北緯33度06分54秒8377 東経129度06分34秒8793 へ点 北緯33度06分08秒5287 東経129度06分27秒1906 ト点 北緯33度06分08秒5501 東経129度06分16秒0152</p>

長崎県告示第666号

海岸保全区域の区域（昭和34年長崎県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

表中長崎県五島沿岸一本松漁港海岸一本松地区海岸、長崎県五島沿岸一本松漁港海岸広浦地区海岸、長崎県五島沿岸一本松漁港海岸赤波江地区海岸、長崎県五島沿岸立串漁港海岸向江地区海岸、長崎県五島沿岸仲知漁港海岸後谷地区海岸及び長崎県五島沿岸仲知漁港海岸中河内地区海岸の項を削る。

長崎県告示第667号

海岸保全区域の区域（平成4年長崎県告示第288号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

表中長崎県五島沿岸津和崎漁港海岸宮ノ先地区海岸の項を削る。

長崎県告示第668号

海岸保全区域の区域（平成4年長崎県告示第790号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

表中長崎県五島沿岸小串漁港海岸先筋地区海岸及び長崎県五島沿岸小串漁港海岸後浜地区海岸の項を削る。

長崎県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市有明町大三東戊字門口129番1地先から 島原市有明町大三東戊字門口125番1地先まで	前	11.8~20.2	51.1	
	後	12.2~20.8	51.1	

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、白木野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地	江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地
野 中 康 正	南島原市南有馬町丙3166番地	田 中 国 廣	南島原市南有馬町丙3062番地
本 多 秀 臣	南島原市南有馬町丙3510番地	野 中 康 正	南島原市南有馬町丙3166番地
本 多 篤	南島原市南有馬町丙2199番地	本 多 秀 臣	南島原市南有馬町丙3510番地

中 野 正 啓	南島原市南有馬町丙3225番地	本 多 篤	南島原市南有馬町丙2199番地
江 嶋 龍 登	南島原市南有馬町丙1547番地	中 野 正 啓	南島原市南有馬町丙3225番地
馬 場 武	南島原市南有馬町丙3954番地	江 島 募	南島原市南有馬町丙1571番地
田 中 嘉 昭	南島原市南有馬町丙3061番地	馬 場 武	南島原市南有馬町丙3954番地
江 島 有 男	南島原市南有馬町丙4360番地 4	江 島 有 男	南島原市南有馬町丙4360番地 4
松 尾 輝 文	南島原市北有馬町丁4557番地 1	松 尾 輝 文	南島原市南有馬町丙4660番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 口 俊 一	南島原市南有馬町丙3364番地	馬 場 弘	南島原市南有馬町丙4049番地
松 尾 健 司	南島原市南有馬町丙4135番地	松 尾 健 司	南島原市南有馬町丙4135番地
白 地 義 幸	南島原市南有馬町丙3050番地		

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年8月20日総会議決）を認可した。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 空池原土地改良区

認可年月日 令和3年9月21日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月21日総会議決）を認可した。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山手土地改良区

認可年月日 令和3年9月21日

土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数（公告）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、長崎都市計画事業高田南土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を縦覧に供したが、異議の申出はなかった。

また、施行地区内の宅地の所有者または宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数は次のとおりとする。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人

- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人

住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更（公告）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、ホームネット株式会社から住所及び支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和3年10月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 変更後の住所及び支援業務を行う事務所の所在地 東京都新宿区大久保6-8-1 新宿オークタワー11階
- 2 変更する年月日 令和3年9月21日

交通局公告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年10月1日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,303キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。
 - (3) 審査事項
審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㍿ 売上高当期利益率
 - ㍿ 固定長期適合率
 - ㍿ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（様式第4号から様式第8号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年10月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㍿ 誓約書
- ㍿ 委任状
- ㍿ 印鑑届（様式第3号）
- ㍿ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- ㍿ 直近の決算書の写し
- ㍿ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㍿ 誓約書
- ㍿ 財務関係明細書
- ㍿ 営業概要書
- ㍿ 委任状
- ㍿ 法人にあつては登記簿謄本
- ㍿ 個人にあつては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ㍿ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ㍿ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ㍿ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ㍿ 印鑑届（様式第3号）
- ㍿ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- ㍿ 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
- （電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和3年10月1日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量
軽油 1,303キロリットル
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書による
 - (3) 納入期間
令和3年11月1日から令和4年1月31日まで
 - (4) 納入場所
ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
 - (5) 一連の調達契約に関する事項
ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油 779キロリットル 令和4年1月頃
イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和3年2月9日
 - (6) 入札の方法
入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。
- #### 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しないこと。
 - (3) 軽油調達に関する令和3年10月1日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和3年10月1日付け

長崎県公報第11057号搭載)に定める資格を得ていること。

- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(電話) 095-822-5141
(提出期限) 令和3年10月22日
- 4 入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。
- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
 - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和3年10月1日から令和3年10月22日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(受領期限) 令和3年10月26日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(日時) 令和3年10月27日 午前10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,303KL
- (2) Delivery period
From November 1st, 2021, to January 31, 2022
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384- 1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721- 2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492- 1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than October 26, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 October 27,2021
- (5) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3 - 1
Tel 095 - 822 - 5141

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第34号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

令和3年10月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期日
 - (1) 新規取得講習
令和3年11月8日（月）から同月12日（金）までの5日間
 - (2) 追加取得講習
令和3年11月11日（木）及び同月12日（金）の2日間
- 4 実施場所
長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館
- 5 受講定員
 - (1) 新規取得講習
15人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和3年10月6日（水）から同月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料

受講する講習の種別に応じ、次に掲げる手数料を、受講申込時に長崎県収入証紙により納付すること。

なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

- (1) 新規取得講習
38,000円
- (2) 追加取得講習
14,000円
- 9 講習の委託先の名称及び所在地
一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2-21-211
- 10 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。
 - (2) 講習関係
 - ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
 - イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
 - ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。
 - (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学PC等の賃貸借及び保守一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学PC等の賃貸借及び保守一式
 - (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
 - (3) 委託対象期間
令和4年7月1日から令和9年6月30日
 - (4) 委託作業場所
長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学佐世保校
 - (5) 入札の方法
 - (1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札の参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長

崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要な事項を記入のうえ、令和3年10月26日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ
(電話) 0956-47-2191
- 4 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和3年10月26日17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課
(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047
- 6 入札説明書の交付
(期間) この公告の日から令和3年10月18日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。
(場所) 5の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の日時及び場所
(日時) 令和3年11月2日 11時00分
(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴収しない
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト